

「寛永行幸四百年祭」二条城における高付加価値コンテンツ開発等 に係る業務委託仕様書

1 委託業務名

「寛永行幸四百年祭」二条城における高付加価値コンテンツ開発等に係る業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

3 本仕様書の位置付け

本仕様書は、受託者が実施する内容等について最低限の基準を定めたものであり、実際の委託業務契約の締結時には、受託者の提案を踏まえ変更する場合がある。

4 委託金額の上限

3, 500, 000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 本業務の実施に係る費用は、全て、上記委託金額の範囲内とする。

5 委託料の支払手続

委託業務完了後、委託者において上記「9(3)実施報告書」の内容等に基づき履行を確認したうえで、受託者の請求により支払う。なお、前金払及び部分払は行わない。

6 委託業務の目的

本業務は、令和8年度にオール京都の取組として実施する「寛永行幸四百年祭」プロジェクトの一環として実施される。寛永3年（1626年）に後水尾天皇が徳川家光に招かれ二条城へ行幸した「寛永行幸」と、その時代に花開いた「寛永文化」という歴史的・文化的資産を核に、元離宮二条城等を舞台にした高付加価値な旅行コンテンツを開発し、401年目を以降も継続的かつ持続的に販売することを目的とする。（参考URL：<https://livinghistory-kyoto.com>）

このコンテンツ開発を通じて、インバウンドの旅行者が、文化財の価値やストーリー、それを守ってきた人々の思いを深く理解し、楽しむことができる体験を造成する。また、その収益を二条城の本格修理や文化財の保存継承に再投資する「文化財の保存と活用の好循環」の創出を目指す。これにより、「寛永行幸」「寛永文化」の認知度向上を図り、二条城の新たなブランドを確立する。

7 委託業務の内容

以下の業務を実施すること。なお、業務の遂行にあたっては、委託者との十分な協議のうえ進めること。

(1) インバウンド向けの高付加価値な旅行商品の企画・開発・造成

「寛永行幸四百年祭」では、文化庁の補助制度「全国各地の魅力的な文化財活用推進事業」を活用し、以下のような様々なコンテンツの開発や再現に取り組む。これまで二条城で実施してきた公式ガイドツアー等の文化体験を活用するとともに、四百年祭で開発・実施するコンテンツの成果を踏まえ、組み合わせること等により、「寛永」をテーマに二条城の魅力を深く理解し、体感

することができる高付加価値な旅行商品の造成を行うこと。

なお、業務の遂行に当たっては、以下の点に留意すること。

ア 本商品は、インバウンドを対象に販売することを前提として、受託者の自社商品として開発・造成すること。

イ 本商品は、令和9年度当初から販売するものとし、単年度ではなく継続的かつ中長期的に販売可能な商品として計画すること。

ウ 商品の販売収益の一部が、二条城の本格修理や寛永ゆかりの文化財の保存・継承に充てられる仕組みを構築し、その仕組みの見える化や普及啓発に取り組むこと。

【これまでの二条城の文化体験】

- ・ 公式ガイドツアー（年間約7,000人が参加。インバウンド比率6～7割）
- ・ 小笠原流礼法体験、弓馬術披露
- ・ 寛永茶会（<https://nijo-jocastle.city.kyoto.lg.jp/livinghistory/kanei-chakai/>）

【四百年祭で実施する活用可能性のあるコンテンツ】

※ 四百年祭事業については、令和8年8月18日に開催した「寛永行幸四百年祭記者発表会」のプレスリリースを参照。（別紙）

- ・ 行列再現のため新たに制作する装束（一日晴の束帯等）
- ・ 展示用に制作する徳川家光の装束、牛車
- ・ 装束、牛車の再現に携わった職人の解説、工房訪問
- ・ 天王寺楽所（雅亮会）による雅楽演奏（寛永行幸の際に演奏された楽曲を復元予定）
- ・ 行列参加者向けに実施する小笠原流・礼法研修（日本文化の精神性に触れる）

(2) 販売・プロモーション計画の立案及び実施準備

開発・造成した旅行商品を、ターゲットとして設定したインバウンド顧客に確実に訴求するための販売・プロモーション計画を立案し、その実施に向けて必要となる体制の構築や、準備作業を行うこと。なお、業務の遂行に当たっては、以下の点に留意すること。

ア 本商品は、令和9年度当初から販売するものとし、単年度ではなく中長期的に販売可能な商品として、効果的かつ実現可能性の高いKPIを設定した販売計画を立案すること。

令和9年度以降、5年間（令和9年度～令和13年度）販売実績を、毎年、年度末に報告することとし、その体制を整えること。

イ 受託者が持つ、インバウンド顧客や販売ネットワークを効果的に活用し、実効性の高い販売計画とすること。

ウ 海外OTAサイトだけではなく、様々な媒体の活用を検討するなど、効果的なプロモーション戦略を盛り込むこと。

エ 効果的なプロモーション及び販売計画の立案に繋がる市場分析を行うとともに、必要に応じて、ターゲット顧客のニーズを捉えるためのマーケティング調査やモニターツアー等を実施すること。

(3) 行幸行列再現イベント「装束観覧席」の販売・対応

令和8年12月6日に実施する行幸行列再現イベントにおいて企画・販売する「装束観覧席」（企画趣旨や商品内容については、<https://kaneigyoko400.jp/viewing/>参照）を、インバウンド向けに20席（Bコース：10万円）を確実に販売するための企画、準備、及び販売促進を行うこと。なお、業務の遂行に当たっては、以下の点に留意すること。

ア 受託者が持つ、インバウンド顧客や販売ネットワークを効果的に活用し、旅マエ・旅ナカにおける販売促進を図ること。

イ 海外OTAサイトだけではなく、様々な媒体を活用し、効果的なプロモーションや販売促進に取り組むこと。

ウ 本商品に係るインバウンド向けの問合せ窓口を設置するとともに、委託者と連携し、イベント当日のインバウンド向けの各種対応や案内を行うこと。

エ 販売収益は、委託者が指定する口座への振り込みを基本とするが、インバウンド向けに別の対応が必要な場合は、その対応措置を検討し、提案すること。

オ 20席を上回る販売が見込める場合は、委託者と協議の上、その増席を検討すること。

8 その他追加提案

委託業務のほか、より効果的に二条城や「寛永行幸」「寛永文化」の魅力発信や認知度向上が見込める内容は、追加提案を可とする。

9 提出物

(1) 高付加価値旅行コンテンツ企画書（マーケット調査報告、ターゲット設定、価格設定、収益還元計画を含む）

(2) 販売・プロモーション計画書（販売チャンネル、広報戦略を含む）

(3) 実施報告書

本業務終了後、データ及び書面により、速やかに提出すること。なお、別途委託者と協議のうえ決定した事項については、随時報告すること。

※ 報告書については事前に案を作成し、委託者の承認を得た後に本成果物として提出すること。

(4) 業務完了届及び請求書

業務終了後、データ及び書面により、速やかに提出すること。

(5) その他本市が指示するもの

上記のほか、委託者からの指示に応じて本業務に関する資料を提出すること。

10 留意事項

(1) 受託者は、本業務実施にあたり、関連法令等を遵守すること。

(2) 本業務に関する内容については、本仕様書によるほか、担当職員との連絡を密にして業務に当たるものとする。

(3) 業務の進捗状況については、定期的に共有するものとする。

(4) 委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、発注者の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。

- (5) 受託者は、本委託業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報等を本事業の目的外に使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。
- (6) 本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者と協議するものとする。
- (7) 途中で事業内容を変更する場合は、委託者と受託者が協議のうえ、変更することとする。
- (8) 本事業の一部を再委託する場合は、あらかじめ委託者の承諾を得ること。